

## ガスの託送料金審査について

### (趣旨)

経済産業大臣から本委員会宛てに意見の求めのあったガス事業者の託送供給約款の認可申請について、電気事業法等の一部を改正する等の法律に基づき、料金等の適正性を審査する。

### 主なポイント

#### 1. 託送供給約款の申請

- ① 7月末に経済産業大臣に認可申請があり、8月1日付けで本委員会宛てに意見の求めがあったもの。
- ② 申請においては、来年4月のガス小売全面自由化の実施に向けて、低圧向け託送料金が新規設定されるとともに、制度変更により中圧以上向け託送料金についても見直しが行われている。

#### 2. 今後の予定

- ① 8月から12月にかけて、料金審査専門会合において審査する。
- ② 年内に経済産業大臣が認可を行えるよう、12月中に本委員会から経済産業大臣に査定方針を提出する。

(参考) 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)

#### 附 則

(一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請等に関する経過措置)

第十八条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者であって第五号新ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するものは、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。ただし、託送供給(第五号新ガス事業法第二条第四項に規定する託送供給をいう。次項第二号及び第四項において同じ。)の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項本文の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項本文の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 前項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
- 三 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 一般ガス事業者及び前項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3～8 (略)

第三十六条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 附則第十八条第一項本文若しくは第四項、第二十四条第一項、第二十六条第一項若しくは第四項、第三十条第一項又は第三十二条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二～六 (略)